

平成19年度から変わります

あなたの住民税

地方公共団体が自主的に財源を確保し、住民により身近で効率的なサービスを提供できるよう国の所得税から地方の住民税(市・県民税)へ3兆円の税源移譲が行われます。

税源移譲によって住民税が大幅に増額となってもその分所得税が減額され、合計負担額は変わりません。しかし、定率減税および老年者非課税措置の廃止により多くの人の税額は増額となります。

納税額の確認を

会社に勤めている人には、既に5月中旬に雇用主などを通じ「平成19年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書(納税義務者用)」が配布されています。

個人事業主や公的年金収入のみの人などには、今月15日ごろに「平成19年度市民税・県民税納税通知書」を送付します。

昨年と比べ収入が同程度の人でも、所得税減税分の移し替えによるものおよび定率減税と老年者非課税措置の廃止によって住民税が大幅に増額になっています。

通知書がお手元に届いたら税額など内容をご確認ください。



税源移譲

税源移譲によって住民税が大幅に増額となってもその分所得税が減額され合計負担額は変わりません

これは税源移譲に伴う住民税と所得税の税率の改正によるもので皆さんに税負担の増加を求めるものではありません(別表①)。

住民税の最低税率を引き上げる一方、所得税の最低税率を引き下げるほか所要の調整を行っています。

そのため税源移譲の前後で住民税と所得税の合計額は、極力変わらないようになっています。給与

収入の人は既に1月から、年金収入の人は2月分から所得税が減額になっています。

農業や個人事業主の人などは、来年の確定申告の際に引き下げられた所得税の税率での計算になります。

定率減税および

老年者非課税措置の廃止

定率減税および老年者非課税措置の廃止により多くの人の税額は増額となります

〔定率減税の廃止〕

平成11年度から景気対策のため

別表①

<税源移譲>

給与収入

◆夫婦＋子ども2人(中学生＋高校生)の場合

給与収入	税源移譲前(単位：円)		
	住民税	所得税	計
300万円	9,000	0	9,000
500万円	76,000	119,000	195,000
700万円	196,000	263,000	459,000



給与収入	税源移譲後(単位：円)		
	住民税	所得税	計
300万円	9,000	0	9,000
500万円	135,500	59,500	195,000
700万円	293,500	165,500	459,000



負担増減額
0円
0円
0円

年金収入

◆夫婦(夫70歳、妻66歳／ほかに収入なし)の場合

年金収入	税源移譲前(単位：円)		
	住民税	所得税	計
250万円	27,000	44,000	71,000
300万円	49,500	89,000	138,500



年金収入	税源移譲後(単位：円)		
	住民税	所得税	計
250万円	49,000	22,000	71,000
300万円	94,000	44,500	138,500



負担増減額
0円
0円

別表②

<定率減税の廃止>

◆夫婦＋子ども2人(中学生＋高校生)・給与収入700万円の場合(単位：円)

	平成18年	平成19年
(住民税)	196,000	293,500
定率減税	△14,700	0
差引後住民税	181,300	293,500
(所得税)	263,000	165,500
定率減税	△26,300	0
差引後所得税	236,700	165,500
合計	418,000	459,000

別表③

<高齢者非課税措置の廃止>

◆夫婦(夫70歳、妻66歳／ほかに収入なし)・年金収入250万円の場合(単位：円)

	平成18年	平成19年
(住民税)	27,000	49,000
定率減税	△2,000	0
経過措置(*)	△16,600	△16,300
差引後住民税	8,400	32,700
(所得税)	44,000	22,000
定率減税	△4,400	0
差引後所得税	39,600	22,000
合計	48,000	54,700

*18年度は税額の2/3を減額、19年度は税額の1/3を減額、20年度は完全廃止になります

今後の改正

これらの改正のほか来年度以降に適用となる改正もあります

【住宅ローン減税】

住宅ローン控除は所得税だけの制度でした。

しかし、所得税率の改正により所得税額が減少する結果、控除額が所得税から控除し切れなくなったり税制改正前より控除し切れないうような影響が生じます。

【高齢者非課税措置の廃止】

昭和15年1月2日以前生まれで前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が廃止されました。

経過措置として平成18年度は3分の2を減額していましたが、平成19年度は3分の1の減額になり平成20年度以降は全額負担になります(別表③)。

【地震保険料控除の創設】

既存の損害保険料控除を見直し地震保険料控除が創設されました。地震などの損害で生じた損失の額を補てんする保険契約などで、保険料の2分の1(2万5千円を限度)を総所得金額などから控除するものです。既存の短期損害保険料控除は原則廃止されます。

平成18年12月31日までに契約した長期損害保険については、従前どおり損害保険料控除を適用できます(1万円を限度。ただし、地震保険料控除と併用する場合は合わせて2万5千円を限度)。

※くわしくは税務課(☎2015113)へ。